

請願受理番号 1

安全保障関連法案について徹底審議し、今国会での成立  
を行わないことを求める意見書の提出を求める請願

(総務委員会)

2014年7月1日、安倍内閣は「集団的自衛権」行使の容認、海外での武器使用の拡大等を内容とする閣議決定を行いました。過半数を超える国民が反対もしくは慎重にすべきだという声を押し切った決定でした。

これを受けて、安倍内閣は5月14日、安全保障関連法案について閣議決定し、翌15日法案を国会に提出し、今国会において成立させるとしています。閣議決定そのものが「違憲」無効であることはもちろん、国民の多数が不安を抱えている「集団的自衛権行使」容認を進め、法案を成立させることは許されません。また、国民の大多数が法案の内容を知らず、今国会での成立を求めています。

また、安倍内閣は「イスラム国」を名乗る過激武装組織による人質事件を機に、自衛隊派遣やアメリカなどの「空爆」支援に言及し、ついには「憲法改正」にも言及しています。

戦後70年を迎える本年、「平和国家」日本を守るために、貴議会におかれましては、「安全保障関連法案について徹底審議し、今国会での成立を行わないことを求める意見書」の国会及び内閣への提出を初め、下記の要請内容について実現されるよう求めます。

#### 記

- 1 別紙「安全保障関連法案について徹底審議し、今国会での成立を行わないことを求める意見書」(案)を採択の上、国会、内閣に提出されること。

2 日本国憲法を生かした「平和国家」日本の実現に向け、尽力して  
いただくこと。

平成27年6月3日

提 出 者

山口県山口市中央4丁目3-3

山口県労連会館2階

山口地域労働組合総連合議長

吉 村 方 伸

紹 介 議 員 尾 上 頼 子

山口市議会議長

原 真 也 様

安全保障関連法案について徹底審議し、  
今国会での成立を行わないことを求める意見書（案）

2014年7月1日、安倍首相は、日本が集団的自衛権の行使を可能にすることを柱とする日本国憲法9条の解釈変更を閣議決定により強行した。また、政府は今年5月14日、安全保障関連法案について閣議決定し、翌15日法案を国会に上程した。

しかし、戦後70年、日本が戦争によって「殺し、殺される」ことがなかったのは、「憲法9条」を守ってきたからである。

「集団的自衛権」を行使できるようにするのは「日本を守るため」と言うものの、これまでの国際社会の中で「集団的自衛権」は、アメリカや旧ソ連によるベトナムやアフガニスタンなど、大国が他国を侵略するための口実に使われてきた歴史がある。

政権が進める集団的自衛権の行使容認は、これまで「非戦闘地域」に限ってきた自衛隊の海外での活動を、政府の判断で「いつでも、どこでも」自衛隊が海外に出て行き、戦場で、「殺し、殺される」可能性が格段に高まることになる。

世界は今、戦争によらない非軍事の安全保障の流れが強まっている。こうした信頼と対話による紛争解決の方向を大きくし、広げることこそ、憲法9条を持つ日本の果たすべき役割である。

戦後70年、被爆70年の今年、あらためて平和を願い、戦争という最も残酷な行為をやめさせることが日本政府、そして日本国民に課せられた使命である。

憲法の尊重擁護義務を課せられた内閣は、憲法を遵守し、憲法に従って行政を執行する責任を有するものであり、行政権の行使としての解釈改憲や立法改憲は立憲主義そのものを否定するものである。また、様々な世論調査に示されているように、多くの国民は集団的自衛権行使容認に反対しており、法案の内容についても大多数が知らず、今国会での成立を求めている。

よって本議会は国においては、下記の事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

1. 安全保障関連法案について徹底審議の上、今国会で成立を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2015年 月 日

衆議院議長 大島理森様

参議院議長 山崎正昭様

内閣総理大臣 安倍晋三様

山口市議会議長 原真也